

# 共 済 金 給 付 一 覧 表

2011年4月現在

共済種目	共 済 事 由 の 区 分	共 済 金 の 額 (単位:円)	
		右記以外の契約者	61歳以上のOB契約者
死 亡	1. 本人死亡(花輪代 20,000円を含む)	720,000	400,000
	2. 配偶者死亡( " )	370,000	200,000
	3. 子どもの死亡	100,000	50,000
	4. 子どもの死産	30,000	30,000
	5. 親死亡(配偶者の親を含む・2名まで)	50,000	30,000
	6. 本人と生計を一にする兄弟姉妹(18歳未満又は重度障害者)の死亡	50,000	30,000
住宅災害 <small>(登録されている住居が災害にあったとき)</small>	1. 火災・消防破壊・消防冠水による災害 (1) 全 焼 (延面積 70%以上)・壊・冠水 (2) 半 焼 (延面積 25%以上)・壊・冠水 (3) 一部焼 (延面積 10%以上)・壊・冠水 (4) 一部焼 (延面積 10%未満)・壊・冠水 (5) 衣類・家具のみの被害 100,000円以上	1,200,000 800,000 250,000 100,000 50,000	※借家の場合は 左記金額の80% となります★ { 1(5)、2(4)(5)(6) } { は除く }
	2. 火災以外の原因による災害 (1) 全 壊 (延面積 70%以上)・流・滅失 (2) 半 壊 (延面積 40%以上)・流・滅失 (3) 一部損壊 (延面積 20%以上)・流・滅失 (4) 床下浸水で地盤面から30cmを超えたとき (5) 被害額 20,000円を超えたとき (6) 自然災害で被害額が 10,000円を超えたとき	500,000 300,000 70,000 20,000 10,000 5,000	※分割の場合は 共済金の額が 「登録」60%、 「分割」40% に按分されます。 (1(5)、2(5)(6)は除く)
障 害 <small>(本人の障害)</small>	1. 一 級	650,000	※総合共済での 等級です。
	2. 二 級	400,000	
	3. 三 級	200,000	
	4. 四 級	50,000	
傷 病	契約者本人が傷病により休業したとき (1) 30日以上休業したとき (2) 14日以上30日未満休業したとき ((1)と併給せず)	30日につき 25,000 10,000	
	1. OB契約者が1年以上入院または休業したとき 2. " 180日以上 " 3. " 150日以上 " 4. " 120日以上 " 5. " 90日以上 " 6. " 60日以上 " 7. " 30日以上 " 8. " 14日以上 "	(初回) 100,000 " 70,000 " 60,000 " 50,000 " 40,000 " 30,000 " 20,000 " 10,000	※入院の場合、 診断書代原本 に付3,000円を 加算します。
家族傷病	1. 家族が180日以上連続して入院したとき	60,000	※いずれも、 診断書代原本 に付3,000円を 加算します。
	2. " 150日以上 "	50,000	
	3. " 120日以上 "	40,000	
	4. " 90日以上 "	30,000	
	5. " 60日以上 "	20,000	
	6. " 30日以上 "	10,000	
	7. 介護保険を使用して 90日以上入院(入所)したとき	30,000	
結 婚	結婚したとき	30,000	
出 生	子どもが生まれたとき	30,000	
出 産	出産したとき	50,000	
進 学	本人の子が中学に進学したとき(子の生年月日で自動給付)	5,000	
銀 婚 式	銀婚式を迎えたとき(結婚年月で自動給付)	20,000	
介護休職	1ヶ月以上介護休職した場合(要介護者1人につき1回)	50,000★	
退 職	(1) 加入期間が1年以上あり退職した場合	加入年数により 2,000~40,000 以内 30,000	
	(2) 再雇用契約者(08年5月以降)は再雇用契約満了のとき		
	(3) 傷病により退職した場合は慰謝金(退職給付と併給)		
退 会	有期雇用契約者が雇用契約満了まで、またはOB契約者が60歳となつてから66歳の誕生日の月末退会まで1回も給付を受けていない場合	10,000 (退会時または退職給付申請時に自動給付)	
	有期雇用契約者のうち、60歳未満で1年以上掛金を納入し、採用後5年以内の雇用契約により退会するときまで10,000円を超える給付を1回も受けていない場合	①加入期間中に給付がない場合 (納入掛金÷2)-(退職給付)=給付金 ②加入期間中に1万円以内の給付がある場合 (納入掛金÷2)-(給付金+退職給付)=給付金 上記金額がマイナスの場合は、退会給付はありません。	

※有期雇用契約者とは、エルダー社員・専任社員・シニア社員・嘱託社員などの再雇用組合員と、スタッフ・グリーンスタッフ・契約社員・臨時社員などの組合員です。

※定年退職後、再雇用組合員となった方も上記と同じ給付内容となります。

※家族傷病は、配偶者、18歳未満または重度障害者(労基法に定める身体障害者等級の1級、2級および3級2項~4項に該当)の子、実父母が対象です。

※本人・配偶者死亡給付金、全焼・全壊給付金(新聞の切り抜き等を添付)については、電話連絡で至急給付します。

★は2011年4月1日より実施

問い合わせは分会の共済担当者へ